

7 指 第 528 号
令和 7 年 10 月 3 日

関係建設業者団体の長 様

京都府建設交通部長
(公 印 省 略)

「注文書及び請書による契約の締結について」の改正について

平素は、京都府の建設交通行政の推進について格別の御配慮をいただき厚く
お礼申し上げます。

さて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から、平成 12 年 6 月 29 日付
け建設省経建発第 132 号により別添のとおり通知されていましたが「下請契約及
び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」について、別添のと
おり令和 7 年 9 月 30 日付け国不建第 81 号により改正の通知がありましたので、
貴団体におかれましても会員の皆様への周知をお願いします。

担 当	建設交通部指導検査課建設業係
	TEL:075-414-5222 FAX:075-414-5183

建設省経建発第 132 号
平成 12 年 6 月 29 日

最終改正 令和 7 年 9 月 30 日国不建第 81 号

各都道府県主管部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

注文書及び請書による契約の締結について

建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 19 条においては、建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際し、同条第 1 項各号に掲げられた事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないこととされています。

しかしながら、実際の建設工事の請負契約においては、注文書及び請書の形態により契約が締結されている場合が多いことを踏まえ、この度、注文書及び請書の形態による請負契約に係る法第 19 条との関係について下記のとおり整理しましたので、貴職におかれましては、十分ご留意の上事務処理に当たられますようお願いいたします。

また、貴管下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう、併せてお願いいたします。

記

1. 注文書及び請書による建設工事の請負契約を締結する場合において、次の（１）又は（２）の区分に従い、それぞれ各号の全ての要件を満たすときは、法第 19 条第 1 項の規定に違反しないものと解する。
 - （１）当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合
 - ① 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付すること。
 - ② 注文書及び請書には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
 - ③ 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことが明記されていること。

- ④ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、次に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づき、署名又は記名押印することを妨げるものではない）。

（ア）注文者が、消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」でないこと。

（イ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」又は「建設業法令遵守ガイドライン－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」で示している考え方に従い、対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること。

（ウ）基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績が蓄積されていることを相互に確認すること。

なお、上記の要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

（２）注文書及び請書の交換のみによる場合

- ① 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付すること。
- ② 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、法第 19 条第 1 項各号に掲げる事項を記載すること。
- ③ 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押すこと。
- ④ 注文書及び請書の個別的記載欄には、法第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで掲げる事項その他必要な事項を記載すること。
- ⑤ 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことが明記されていること。
- ⑥ 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

2. 注文書及び請書による請負契約を変更する場合は、次の（１）又は（２）の区分に従い、次の方法によることができる。

（１）当該変更内容が注文書及び請書の個別的記載事項に係るもののみである場合

- ① 注文書及び請書の双方に変更内容が明記されていること。
- ② 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印すること。

ただし、当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合において、1.（１）④ただし書に掲げる全ての要件を満たすときは、注文書及び請書への署名又は記名押印は必ずしも必要としない（契約金額や工期等を勘案して、注文者及び請負者の双方の合意に基づ

き、署名又は記名押印することを妨げるものではない)。

なお、当該要件を全て満たした上で、電磁的措置を用いて注文書及び請書を相互に交付する場合においても、建設業法第 19 条第 3 項の規定が適用されることに留意すること。

(2) 当該変更内容に注文書及び請書の個別的記載事項以外のものが含まれる場合

- ① 当該変更の内容を書面に記載すること。
- ② 署名又は記名押印をして相互に交付すること。

規制改革実施計画について

（令和 7 年 6 月 13 日）
閣 議 決 定

規制改革実施計画を別紙のとおり定める。

(別紙)

規制改革実施計画

令和7年6月13日

目次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 規制改革・行政改革ホットライン	2
5. 計画のフォローアップ	2
6. その他（国家戦略特区における取組について）	2
II 実施事項	3
1. 地方創生	3
（1）地域活性化・人手不足対応（土地・農業関係）	3
（2）地域活性化・人手不足対応（交通関係）	5
（3）健康・医療・介護	14
（4）デジタル・A I	35
（5）国家戦略特区	36
2. 賃金向上、人手不足対応	39
（1）健康・医療・介護	39
（2）働き方・人への投資	42
（3）スタートアップ・イノベーション促進	49
（4）デジタル・A I	51
（5）国家戦略特区	59
3. 投資大国	61
（1）健康・医療・介護	61
（2）スタートアップ・イノベーション促進	75
（3）GX・サステナビリティ	86
（4）デジタル・A I	96
（5）国家戦略特区	100
4. 防災・減災	103
（1）地域活性化・人手不足対応	103
（2）健康・医療・介護	106
（3）スタートアップ・イノベーション促進	112
（4）国家戦略特区	114

規制改革実施計画

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、地域の人々や企業の活動の前提となる規制・制度について、利用者目線を徹底した上で、時代や環境の変化、技術の進歩に応じた不断の改革を実現していくことが必要不可欠である。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を常設の会議体として令和元年10月に設置して以降、規制改革推進会議においては、令和2年7月2日、令和3年6月1日、令和4年5月27日、令和5年6月1日及び令和6年5月31日に答申が提出されていたが、その後、引き続き検討を行い、「規制改革推進に関する答申」（令和7年5月28日規制改革推進会議決定）が内閣総理大臣に提出された。

上記答申等を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革推進に関する答申」等により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

規制改革は、人口減少・少子高齢化等の課題を克服し、地方の活性化につなげるため、また、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」を実現するための極めて重要な取組である。地域の社会課題を解決するとともに、経済社会の潜在力を余すところなく発揮し、更に高めていくことにより、全ての国民が、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会を实

現するため、政府全体として、本計画に記載の事項の実現に向け、スピード感をもって強
力に改革を推進していく。

4. 規制改革・行政改革ホットライン

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民・企業等から寄せられる要望（各種手続の簡素化等を含む。）について、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」により受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の俎上に載せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

5. 計画のフォローアップ

内閣府を始めとする関係府省庁及び規制改革推進会議は、本計画に定められた事項の実施状況に関するフォローアップを行う。関係府省庁は、規制改革推進会議の求めに応じ、決定事項の実行に先立ち、その方針について、規制改革推進会議のレビューを受ける。また、規制改革に関する既往の閣議決定の実施状況についても、必要に応じ、フォローアップを行う。これらのフォローアップの状況については、令和 7 年度末時点で整理し、公表する。

6. その他（国家戦略特区における取組について）

内閣府及び関係府省庁は、本計画に記載されている事項を含め、「特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について」（令和 7 年 6 月 10 日国家戦略特別区域諮問会議決定）に記載された事項（以下「国家戦略特区における取組」という。）の実現に着実に取り組むこととする。

（注）「Ⅱ 実施事項」のうち、国家戦略特区における取組に該当する事項は、事項名に「＊」を付している。

		音波式も流通し、軽量化や計量精度向上などの技術改良も進んでいることを踏まえ、水道メーターの構造（羽根車式、電磁式及び超音波式）それぞれの特性に応じて検定有効期間の見直しに必要な技術的検証を行い、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。なお、技術的検証においては、海外で認められたデータやストレステスト等の手法を用いることも検討する。 b 経済産業省は、計量法（平成4年法律第51号）により全数検査が義務付けられている特定計量器（同法第2条第4項に定めるものをいう。）に係る検定及び再検定について、海外の事例も調査した上で、サンプリング検査の導入について検討し、審議会での結論を得次第、当該結論に応じて速やかに必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、今後、デジタル行財政改革会議において検討されるデータ利活用制度の在り方についての基本的な方針を踏まえつつ、水道スマートメーターにより取得した水道データについて、その利用目的や効果、データの仕様（取得方法、項目、更新頻度等）、データの目的外利用に係る同意取得や個人情報情報の取扱い、他分野におけるデータとの連携等について、水道スマートメーターの導入を実証的に実施している水道事業者や関係団体に調査し、データ利活用に関する専門家も含めた有識者会議において検討し、結論を得た上で、水道事業者や第三者がデータの利活用を簡素かつ容易に行えるよう、データの取扱いに係るガイドラインや事例集の作成を含め必要な措置を講ずる。その際、水道スマートメーターを新たに導入する者にとって参考となるデータ仕様を提示し、異なる水道事業者により収集されたデータの集約・連結を容易化することにも留意する。	結論を得次第速やかに措置 b：令和8年度末までに結論、結論を得次第速やかに措置 c：令和7年度検討・結論・措置	
--	--	---	--	--

（４）デジタル・ＡＩ

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	デジタル・ＡＩ技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について	a 厚生労働省は、建設機械を含めデジタル・ＡＩ技術を活用した機械（以下「デジタル・ＡＩ機械」という。）の開発が進んでいることを踏まえ、労働者の安全及び健康を守りつつ、デジタル・ＡＩ機械全般の更なる技術的発展及び利用を図る観点から、関係省庁と連携しつつ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び同法関係法令（以下「安衛法関係法令」という。）が適用される機械で遠隔運転・自律運転（以下「無人運転」という。）を行う場合の労働災害防止対策に関する専門家検討会を設置する。当該検討会において、機械の使用が想定される具体的な作業ごとに、作業内容や周辺環境、使用される機械の	a：（前段・専門家検討会設置）令和7年措置（前段・整理）令和8年上期措置（後段）令和8年上期以降検討開始、結論を得次第速やかに措置 b：令和7年度措置	厚生労働省

		の規定による重要事項の説明（以下「重要事項説明」という。）に関する業務において、宅地建物取引業者がデジタルやＡＩ等の技術による補助ツールを利用することに躊躇し、また新たな技術の開発に支障が生じることがないように、宅地又は建物の購入者等の利益の保護が確保されることを前提とした上で、技術の発展の状況等に応じた適切な補助ツールを活用することで、宅地建物取引士（宅地建物取引業法第 22 条の 2 第 1 項の宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。）の負担軽減等が図られることが期待される旨を周知する。 また、国土交通省は、デジタルやＡＩに関する制度や技術の発展、重要事項説明におけるデジタルやＡＩ技術を用いたサービスの活用に対する宅地建物取引業者又は宅地若しくは建物の購入者等のニーズや意見等を踏まえた上で、書類作成や読み上げ等、重要事項説明に必要となる各業務の場面ごとに、デジタルやＡＩ技術を用いたサービスが活用され、又は当該サービスの活用が見込まれる具体例や活用方法、活用にあたっての前提や注意すべき留意点等について検討・整理を行い、可能なものから速やかに明確化し、公表する。		
3	建設工事請負契約における契約手続の簡素化及びデジタル化	a 国土交通省は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項に定める契約書面において、契約当事者に署名又は記名押印を義務付けている点について、契約手続に係る負担を軽減し、生産性向上を図る観点から、「押印についての Q & A」（令和 2 年 6 月 19 日内閣府、法務省、経済産業省）も参考にしつつ、受注者となる建設業者団体からのヒアリング等も行った上で必要な見直しを検討し、例えば、契約当事者間で対等なパートナーシップが構築されているほか、長期にわたり反復継続的な取引実績が蓄積されていること、注文書及び請書の交付に先立ち交付される基本契約書において、契約内容が相当程度明確化されていることといった要件を満たす場合については、注文書及び請書の交付に際し、署名又は記名押印を求めないこととし、その旨を関係事業者団体に周知することなどを行う。 b 国土交通省は、建設工事の請負契約手続のデジタル化を推進するため、「建設業法施行規則第 13 条の 2 第 2 項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」（平成 13 年 3 月 30 日国土交通省）について、現在主流とされているいわゆる「立会人型」の電子署名が利用可能であることを明確化するなど、必要な措置を講ずる。	a, b : 令和 7 年度上期措置	国土交通省
4	建設業における営業所技術者等の兼務について	国土交通省は、建設業法第 7 条第 2 号及び第 15 条第 2 号に定める営業所ごとに置くこ	令和 7 年度検討開始、令和 8 年度結	国土交通省

		ととされている営業所技術者及び特定営業所技術者について、その必要性や業務の現状について幅広く関係者への実態調査を行うとともに、適正な施工の確保が図られることを前提として、兼務を含む人手不足対策を検討し、結論を得次第、所要の措置を講ずる。	論、結論を得次第可能なものから順次措置	
5	地球温暖化対策報告の項目等に係る統一	環境省は、地方公共団体が区域内の事業者に対し、年間の温室効果ガス排出量やその抑制措置等を記載した報告書等の作成・提出を求めるに当たり、地方公共団体ごとに報告項目・基準、様式等が異なることにより、事業者の負担となっている現状等を踏まえ、地方公共団体が報告を求める項目等を調査する。 その上で、環境省は、大規模事業者や電気事業者等これらの報告を求められる事業者の態様に応じた標準的な報告の項目等を整理し、地方公共団体が地域の特性等に照らして必要がある場合にはその判断によって独自の項目を設けることを妨げないよう配慮しつつ、地方公共団体に対して前記の標準的な報告の項目等を参照・利用するよう協力を要請等することにより、事業者の報告の項目等に係る統一性が保たれるよう措置を講ずる。	(前段) 措置済み (後段) 令和7年度措置	環境省
6	自動車保有関係手続のDX	a 国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者の自動車売買等における手続負担の軽減を図るため、同省等が運営する自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「自動車OSS」という。）を利用した場合には、譲渡証明書及び使用者の住所を証するに足りる書面の運輸支局への提出に代えて、マイナンバーカードを用いた公的個人認証等を活用することにより、手続のデジタル完結を可能にする。 b 警察庁及び国土交通省は、自動車所有者や自動車販売事業者等の自動車売買等における利便性向上を図るため、①自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）に基づく自動車の保管場所証明の交付申請及び②道路運送車両法に基づく自動車の登録等の手続について、自動車OSSでの申請時に②の申請に必要な書類全てが揃わずとも、①の申請をオンライン上で先行して行うニーズがあることを踏まえ、自動車OSSにおいて同ニーズを実現可能とする方向で検討し、必要な措置を講ずる。 c 国土交通省は、自動車所有者の相続人の手続負担の軽減を図るため、現状では運輸支局における対面での申請に限られる相続による移転登録について、自動車OSSの対象手続に加え、手続のデジタル完結を可能とする。あわせて、軽自動車の自動車検査証の変更記録についても、申請者の手続負担軽減の観点から、軽自動車保有関係手続のワンストップサービスの対象手続に加える。	a：令和7年検討開始、令和9年度までに措置 b, d：令和7年検討開始、結論を得次第速やかに措置 c：(前段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置 (後段) 令和7年検討開始、令和10年度までに措置 e：令和7年措置 f：(前段) 措置済み(後段) 令和7年検討開始、令和9年度までに措置	a, c, f：国土交通省 b, d：警察庁 国土交通省 e：警察庁